

環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書

平成17年3月

環 境 省

目次

はじめに	1
1. 諸外国の環境報告書制度の概要	3
1 - 1 環境報告に関する政策動向の概要	3
(1) 法律に基づく環境報告の制度	3
(2) 環境報告書の作成ガイドライン	6
1 - 2 環境報告書制度の背景	9
(1) PRTR 制度と環境情報への公衆アクセス制度の整備	9
(2) 欧州における EMAS 規則	10
(3) CSR への関心の高まり	13
(4) 欧州における会社法の改正	15
2. 各国の状況	18
2 - 1 ノルウェー	18
(1) 年次財務報告書における環境報告	18
(2) 独立した環境報告書の作成	20
2 - 2 スウェーデン	21
(1) 年次財務報告書における環境報告	21
(2) 独立した環境報告書の作成	24
2 - 3 デンマーク	26
(1) 年次財務報告書における環境報告	26
(2) 独立した環境報告書の作成	27
2 - 4 イギリス	32
(1) 年次財務報告書における環境報告	32
(2) 独立した環境報告書の作成	33
2 - 5 ドイツ	36
(1) 年次財務報告書における環境報告	36
(2) 独立した環境報告書の作成	38
2 - 6 オランダ	41
(1) 年次財務報告書における環境報告	41
(2) 独立した環境報告書の作成	43
2 - 7 フランス	48
(1) 年次財務報告書における環境報告	48
(2) 独立した環境報告書の作成	50
2 - 8 オーストラリア	51
(1) 年次財務報告書における環境報告	51

(2) 独立した環境報告書の作成.....	52
2 - 9 アメリカ	55
(1) 年次財務報告書における環境報告	55
(2) 独立した環境報告書の作成.....	56
2 - 10 カナダ	57
(1) 年次財務報告書における環境報告	57
(2) 独立した環境報告書の作成.....	57
3 . 今後の政策動向	59
3 - 1 政策手法	59
3 - 2 記載項目	59
3 - 3 第三者レビュー	59
4 . 参考資料.....	61
4 - 1 書籍及び報告書.....	61
4 -2 法律等.....	62
【EU】	62
【ノルウェー】	63
【スウェーデン】	64
【デンマーク】	64
【イギリス】	65
【ドイツ】	65
【オランダ】	65
【フランス】	65
【オーストラリア】	66
【アメリカ】	66
4 - 3 環境報告書に関するガイドライン	66
【EU】	66
【国際機関】	67
【ノルウェー】	67
【スウェーデン】	68
【デンマーク】	68
【イギリス】	68
【ドイツ】	69
【オランダ】	69
【オーストラリア】	69
【カナダ】	70

はじめに

企業の環境保全活動を促進する施策として、事業活動の環境情報の開示を促進することはきわめて重要である。環境情報の開示に関する政策として、諸外国では法規制による開示の義務化や自主的な取組の促進等、様々な手法がとられている。こうした諸制度の事例はわが国の環境報告書の促進施策の検討に資するものである。

本調査では、欧州 7 カ国、北米 2 カ国、及びオーストラリアの計 10 カ国を対象に、年次財務報告書における環境報告及び独立した環境報告書の作成に関する制度及び自主的な環境報告書作成に関わる施策の動向を整理している。

なお、本報告書では、各国の PRTR 制度¹は対象としていないが、PRTR 制度に基づくデータ登録を、事業活動の環境影響や環境保全活動に関する計画や説明とともに開示する環境報告書制度を確立している国については、これを独立した環境報告書制度と捉えて調査対象としている。また、本調査で詳細に解説した国以外にも、スペイン、ニュージーランド、ベルギーのフランダース地方等において同様の法規制が制定されている。

さらに、本報告書において掲載している各国の関連法規制及び関連資料については、調査のために仮訳したものであり、公式な翻訳ではないことに留意されたい。

<用語について>

報告書、対象事業者、第三者レビュー等に係る用語については、本報告書において用いる用語を以下のように統一した。

年次財務報告書 : "annual report"、"annual financial report"はいずれも年次財務報告書と訳した。

環境報告書 : "environmental report"、"sustainability report"はいずれも環境報告書と訳した。但し、ガイドラインや公的文書のタイトルに"sustainability report"が含まれる場合は、持続可能性報告書としている。また、デンマークでは環境報告書を"green accounting"と称しており、本報告書ではこれを環境計算書と訳した。

企業 : "company"。ただし、"legal entity"は法人と訳した。

第三者レビュー : "third party review"。但し、原文に忠実に訳した方が適切な場合には、次の訳に統一している。検証 ; verification、保証 ; assurance、監査 ; audit、認証 ; certification。

営業報告 : "management report"、"directors report"はいずれも営業報告と訳した。なお、"Operating and Financial Review" (経営と財務のレビュー) は OFR とした。

¹ Polluter Release and Transfer Register の略。9 ページ参照。

< 本調査研究の実施体制 >

調査主催 : 環境省（総合環境政策局環境経済課）

調査請負機関 : 株式会社 UFJ 総合研究所

なお、上智大学経済学部上妻義直教授のご厚意により、特に欧州地域の動向に関して一部の資料提供を受け、ご指導を賜った。

また、本調査研究についての問い合わせ先は、環境省総合環境政策局環境経済課である。
（連絡先は、本報告書の末尾に記載）

1. 諸外国の環境報告書制度の概要

1-1 環境報告に関する政策動向の概要

(1) 法律に基づく環境報告の制度

法律に基づく環境報告の義務は、年次財務報告書における環境報告と環境報告書の作成及び開示の2つの流れがある。

2005年2月現在、年次財務報告書における環境報告を法的に義務付けている国は、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランス、スペイン、オーストラリア、ニュージーランド、及びアメリカである。また、EU指令によってEU加盟国全体としての枠組みができたため、今後各国で法整備が進む見込みである。例えば、イギリスは法案を審議中である他、オランダでは既に会計基準設定主体によるガイドラインに環境報告の記載事項が定められており、さらに現在法改正に向けた審議中である。上記の国のうちアメリカ以外はいわゆる会社法の枠組みにおける開示規制であり、アメリカでは証券取引法の枠組みにおいて株主保護の観点からの開示規制となっている。

一方、独立した環境報告書の作成及び開示を法的に義務付けている国は、デンマーク及びオランダである。また、スウェーデンでは政府提出用としてPRTR登録データを含む環境報告書の作成が求められている。

これらの制度は国によって記載項目や法律の対象となる事業者の範囲が異なるため、2.において国別にその状況を解説している。

図表 1 法規制及び記載項目の基準等

	年次財務報告		環境報告書	
	法律による義務	記載項目の規定	法律による義務	記載項目の規定
ノルウェー	あり	会計基準	なし	
スウェーデン	あり	会計基準	政府提出のみ	政省令等
デンマーク	あり	なし	あり	政省令等
イギリス	あり(予定)	会計基準(予定)	なし	
ドイツ	あり	会計基準	なし	
オランダ	あり(予定)	会計基準	あり	政省令等
フランス	あり	政省令等	なし	
スペイン	あり	会計基準	なし	
オーストラリア	あり	なし	なし	
ニュージーランド	あり		なし	
アメリカ	あり	SEC規則	なし	
カナダ	なし		なし	

記載項目の規定とは、法律の条文以外に策定された詳細な記載項目に関する規定をさす。

下表は年次報告書における環境に関する記載事項を日本の環境省による「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」の記載項目をもとに比較したものである。

図表 2 年次報告書における環境に関する記載事項の内容比較

「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」 (環境省)の記載項目		ノルウェー	スウェーデン	オランダ	フランス	アメリカ
1) 基本的項目	経営責任者の緒言					
	報告に当たっての基本的要件					
	事業の概況					
2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括	事業活動における環境配慮の方針					
	事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括					
	事業活動のマテリアルバランス					
	環境会計情報の総括					
3) 環境マネジメントに関する状況	環境マネジメントシステムの状況					
	環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況					
	環境に配慮した新技術等の研究開発の状況					
	環境情報開示、環境コミュニケーションの状況					
	環境に関する規制遵守の状況					
	環境に関する社会貢献活動の状況					
4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	総エネルギー投入量及びその低減対策					
	総物質投入量及びその低減対策					
	水資源投入量及びその低減対策					
	温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策					
	化学物質排出量・移動量及びその低減対策					
	総製品生産量又は販売量					
	廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策					
	21 総排水量及びその低減対策					
	22 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策					
	23 グリーン購入の状況及びその推進方策					
24 環境負荷の低減に資する商品、サービスの状況						
5) 社会的取組の状況						

各項目の全部または一部が該当する場合に「」印をつけた。なお、デンマーク、イギリス、ドイツ及びオーストラリアについては、記載事項に関する具体的な規定が出されていないため割愛した。なお、本報告書では、詳細な調査の対象外とするが、スペインでは、2002 年、会計・監査協会 (ICAC) が会計基準として「年次報告書における環境側面の認識・評価・報告」を策定しており、開示項目は、環境コスト、環境資産、環境負債・引当金、損害賠償額、環境修復・原状回復に関する長期債務等の会計情報が中心となっている²。

²上妻義直「EU における環境情報開示の新動向」(上智大学経済学部ディスカッションペーパー)ERSS

下表は法律に基づく環境報告書における記載事項を前頁と同様に比較したものである。

図表 3 環境報告書における記載事項の内容比較

「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」 (環境省)の記載項目		EMAS ³	スウェーデン	デンマーク	オランダ
1) 基本的項目	経営責任者の緒言				
	報告に当たっての基本的要件				
	事業の概況				
2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括	事業活動における環境配慮の方針				
	事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括				
	事業活動のマテリアルバランス				
	環境会計情報の総括				
3) 環境マネジメントに関する状況	環境マネジメントシステムの状況				
	環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況				
	環境に配慮した新技術等の研究開発の状況				
	環境情報開示、環境コミュニケーションの状況				
	環境に関する規制遵守の状況				
	環境に関する社会貢献活動の状況				
4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	総エネルギー投入量及びその低減対策				
	総物質投入量及びその低減対策				
	水資源投入量及びその低減対策				
	温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策				
	化学物質排出量・移動量及びその低減対策				
	総製品生産量又は販売量				
	廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策				
	21 総排水量及びその低減対策				
	22 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策				
	23 グリーン購入の状況及びその推進方策				
24 環境負荷の低減に資する商品、サービスの状況					
5) 社会的取組の状況					

環境報告書ガイドラインの記載項目について、各項目の全部または一部が該当する場合に「 」印をつけた。

(2) 環境報告書の作成ガイドライン

法律によって環境報告書の作成を義務化するだけでなく、法律に規定された記載項目や作成方法を詳しく解説するため、又は自主的な取組推進のためのガイドラインづくりが各国において進められている。以下は各国におけるガイドラインの発行状況である。

図表 4 環境報告書ガイドラインの発行主体と発行時期

国名	発行主体	タイトル	発行年	社会性の記載項目
ノルウェー	規格協会 ⁴	- Miljorapportering Retningslinjer	2000	無し
スウェーデン	財務アナリスト連盟 ⁵	- Recommendations on environmental information in the 2000 annual report	2000	無し
デンマーク	環境省 ⁶	- Vejledning om grønne regnskaber - til virksomheder og miljømyndigheder	2003	無し
イギリス	環境・食糧・地方省 ⁷	- General Guidelines on Environmental Reporting - Guidelines for company reporting on greenhouse gas emissions - guidelines for company reporting on waste - guidelines for company reporting on water	2001	無し
ドイツ	INEM (環境管理国際ネットワーク) ⁸	- The INEM Sustainability Reporting Guide A Manual on Practical and Convincing Communication for Future-Oriented Companies	2001	有り
オランダ	経済省 ⁹	- Guide to Sustainability Reporting	2003	有り
オーストラリア	環境遺産省 ¹⁰	- Triple Bottom Line Reporting in Australia	2003	無し
カナダ	環境省 ¹¹	- Canadian Corporate Sustainability Reporting Toolkit (冊子配布ではなくウェブサイト公表)	2003	有り

デンマークのガイドラインは、(1)において紹介した政省令等で規定される記載項目について詳細な解説を加えたもの。

スウェーデン及びオランダのガイドラインは、(1)において紹介した制度とは別に、自主的な環境報告書の作成を奨励するために作成されたもの。

⁴ NHO; Næringslivets Hovedorganisasjon

⁵ Swedish Federation of Financial Analysts

⁶ Danish Environment Protection Agency

⁷ Department for Environment, Food and Rural Affairs

⁸ International Network for Environmental Management。ドイツの民間シンクタンク。ドイツ連邦環境基金 (the German Federal Environment Foundation) がスポンサーとなり、同シンクタンクがガイドライン作成を担当している。

⁹ Ministry of Economic affairs

¹⁰ Department of the Environment and Heritage

¹¹ Environment Canada

さらに、イギリス、オーストラリアにおいて、環境報告書の第三者レビュー等に関するガイドラインが発行されている。これらの作成主体は政府機関ではなく、会計研究会や民間企業等となっている。

図表 5 環境報告書の第三者レビュー等に関するガイドライン

国名	発行主体	タイトル	発行年
イギリス	AccountAbility社 ¹²	AA1000 Assurance Standard (2003)	2003
オーストラリア	会計研究会監査保証基準委員会 ¹³	Auditing and Assurance Standard AUS 102.	2002

¹² The Institute of Social and Ethical AccountAbility。イギリスの民間非営利コンサルティング機関。

¹³ Auditing & Assurance Standards Board of the Australian Accounting Research Foundation

下表は各国の環境報告書ガイドライン記載事項を日本の記載項目と比較したものである。

図表 6 環境報告書における記載事項の比較

「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」 (環境省) の記載項目		イギリス	ドイツ	オランダ	オーストラリア	カナダ
1) 基本的項目	経営責任者の緒言					
	報告に当たっての基本的要件					
	事業の概況					
2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括	事業活動における環境配慮の方針					
	事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括					
	事業活動のマテリアルバランス					
	環境会計情報の総括					
3) 環境マネジメントに関する状況	環境マネジメントシステムの状況					
	環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況					
	環境に配慮した新技術等の研究開発の状況					
	環境情報開示、環境コミュニケーションの状況					
	環境に関する規制遵守の状況					
4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	総エネルギー投入量及びその低減対策					
	総物質投入量及びその低減対策					
	水資源投入量及びその低減対策					
	温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策					
	化学物質排出量・移動量及びその低減対策					
	総製品生産量又は販売量					
	廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策					
	21 総排水量及びその低減対策					
	22 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策					
	23 グリーン購入の状況及びその推進方策					
	24 環境負荷の低減に資する商品、サービスの状況					
5) 社会的取組の状況						

環境報告書ガイドラインの記載項目について、各項目の全部または一部が該当する場合に「」印をつけた。

オランダは、持続可能性報告書ガイドラインの記載項目である。

スウェーデンのガイドラインの詳細については不明のため上記比較表には含めなかった。

デンマークのガイドラインにおける記載項目は(1)において紹介したものと同様であるため上記比較表からは割愛した。

1 - 2 環境報告書制度の背景

(1) PRTR 制度と環境情報への公衆アクセス制度の整備

環境情報開示の国際的な政策動向として、まずは各国における PRTR 制度の確立が挙げられる。本報告書においては、各国の PRTR 制度そのものは対象としないが、欧州のいくつかの国では、環境報告書の中に PRTR データを盛り込んで提出・開示することを求めた法制度が確立されているため、これらの背景をここに簡単にまとめる。

PRTR 制度に関する国際的な動向としては、世界で初めてアメリカが TRI(toxic release inventory) 制度を構築して以来、各国において独自に制度が確立されており、OECD が 1996 年 2 月に加盟各国に対して国内の PRTR 制度の実施に関する理事会勧告を出したことで、OECD 加盟各国における制度の確立が進んだ。さらに、欧州では 1998 年 6 月にデンマークのオーフス市で行われた国連欧州経済委員会 (United Nations Economic Commission for Europe; UNECE) において、オーフス条約が採択され、環境に関する情報へのアクセス権、意思決定における市民参画、環境問題に関する司法へのアクセス権についての基準を定めた。オーフス条約は第 5 条「環境情報の収集と普及」9 項において、締約国の PRTR 制度の確立を求めている。この条約は 2001 年 10 月に発効され、UNECE では PRTR 議定書 (Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers) を 2003 年 5 月に採択した。

さらに、オーフス条約を背景として、欧州委員会は 2003 年 2 月に「環境情報への公衆アクセスに関する EU 指令 (EC /4/2003)」を提案しており、2005 年 2 月に本指令は欧州議会を通過し発効された。環境情報への公衆アクセスが確保されることにより、例えば各国の地方当局が環境に関わる操業許認可を発効している場合、許認可条件に基づく事業者からの報告内容に対しても地域住民等が閲覧することが可能となり、結果的に企業の環境報告の一般への開示が行なわれることとなる。オランダでは、地方当局における環境情報への公衆アクセスが強化されたことを背景に、事業所毎に作成される一般公表用の環境報告書を廃止する動きがあり、各国の環境報告書制度への影響を及ぼしているといえる。

(2) 欧州における EMAS 規則

1993 年に EMAS 規則 (REGULATION (EC) No 761/2001 allowing voluntary participation by organisations in a Community eco-management and audit scheme (EMAS)) が発効され、環境報告書 (environmental statement) の作成・公表が EMAS 取得条件とされた。2001 年にはこの EMAS 規則が改訂され、環境報告書の第三者監査の規定が追加された。EMAS 規則によると、環境報告書には事業者の事業に伴う環境影響、環境方針・目的・目標、環境パフォーマンス等を開示することが求められている。

EMAS 規則における環境報告書の記載項目 (抄)

仮訳	原文
(a)活動、製品、サービスの概要	(a) a clear and unambiguous description of the organisation registering under EMAS and a summary of its activities, products and services and its relationship to any parent organisations as appropriate;
(b)環境方針、環境管理システム	(b) the environmental policy and a brief description of the environmental management system of the organisation;
(c)深刻な環境打撃を招く直接的、間接的な環境側面、及び環境側面に関する影響の性質	(c) a description of all the significant direct and indirect environmental aspects which result in significant environmental impacts of the organisation and an explanation of the nature of the impacts as related to these aspects (Annex VI);
(d)重大な環境側面や環境への影響に関連する環境目的、環境目標	(d) a description of the environmental objectives and targets in relation to the significant environmental aspects and impacts;
(e)深刻な環境影響を考慮した環境目的や環境目標に対する組織活動に関するデータ。汚染の排出、廃棄物の発生、資源、エネルギー、水の消費、騒音を含む。データは年毎に比較できるようにしなければならない	(e) a summary of the data available on the performance of the organisation against its environmental objectives and targets with respect to its significant environmental impacts. The summary may include figures on pollutant emissions, waste generation, consumption of raw material, energy and water, noise as well as other aspects indicated in Annex VI. The data should allow for year-by-year comparison to assess the development of the environmental performance of the organisation;
(f)法的な要件に対する活動を含んだ環境パフォーマンスに関する他の要素	(f) other factors regarding environmental performance including performance against legal provisions with respect to their significant environmental impacts;
(g)環境認証人の氏名、認証番号、認証日	(g) the name and accreditation number of the environmental verifier and the date of validation.

資料 : EMAS 規則(EC/761/2001)を一部翻訳

この記載方法については、以下の点が要求されている (EMAS 規則(EC/761/2001) 付属資料 3-3)。

- 1) パフォーマンスに関して正確な評価ができる
- 2) わかりやすく、具体的である

- 3) 環境パフォーマンスの発展を年単位で比較評価できる
- 4) 適切な場合、セクター、国家、地域での基準と比較することができる
- 5) 適切な場合、法規制の要件と比較することができる

また、2001 年から必要条件となった環境報告書の第三者監査は、EMAS の審査を行なう環境認証人が担当することとされ、環境検証人は環境報告書について次のことを評価することが求められている（EMAS 規則(EC/761/2001) 付属資料 3-5）。

- 1) 正確で偽りが無い
- 2) 実体化されていて、検証が可能である。
- 3) 関連があり、適切な文脈内で、又は状況で使用されている。
- 4) 組織の環境パフォーマンス全般を代表している。
- 5) 誤解を招くおそれがない。
- 6) 環境への影響全般に関連していて重要な意味を持っている。また引き出された組織の最新の環境声明に言及している。

さらに、2003 年には「EMAS 規則のための環境パフォーマンス指標の選定及び利用に関する指針（Guidance on the selection and use of environmental performance indicators for the EMAS regulation）(EC /532/2003)」が発効された。

指針における環境パフォーマンス指標（抄）

仮訳	原文
オペレーショナルパフォーマンス指標 - インプット指標（資源、エネルギー、製品、サービス） - 設備・備品指標（建物、機材、設備等の設計、導入、運転、メンテナンス、土地利用、輸送） - アウトプット指標（排出、製品、サービス）	Operational Performance Indicators (OPIs) -Input indicators (Materials; Energy; Products; Services) - Physical facilities and equipment indicators (Design; Installation; Operation; Maintenance; Land use; Transport) -Output indicators (Emissions; Products; Services)
マネジメントパフォーマンス指標 - システム指標（方針及びプログラムの実施、適合性、財務パフォーマンス、従業員参加） - 機能的指標（管理及び計画、調達及び投資、労働安全衛生、コミュニティリレーション）	Management Performance Indicators (MPIs) -System indicators (Implementation of policies, and programs; Conformance; financial performance; Employee involvement) -Functional area indicators(Administration and planning; Purchasing and investments; Health and safety of workplaces; Community relations)
環境状態指標 - 環境領域の指標（大気、水系、土壌） - 生態系及び人類系指標（植物、動物、人間、景観・歴史・文化）	-Environmental Condition Indicators (ECIs) -Environmental media indicators (Air; Water; Land) -Bio- and anthroposphere indicators (Flora, Fauna; Humans; Aesthetics, heritage and culture)

資料：「EMAS 規則のための環境パフォーマンス指標の選定及び利用に関する指針」(EC /532/2003)を一部翻訳

EMAS の認証取得状況は欧州各国において大きく開きがあり、2005 年 2 月時点での認証取得数はドイツでは 1619 社 (2048 事業所) となっている一方で、その他の国は 500 社以下である¹⁴。各国の人口規模あたりの認証取得数で見ると、オーストリア、デンマーク及びドイツが多くなっている。こうした格差の要因は、国内での EMAS 促進策が異なること、認証取得の普及の度合いによって国内での EMAS の認知度が異なることから、自主的取組への動機付けに差異があること等が考えられる。

¹⁴ http://europa.eu.int/comm/environment/emas/index_en.htm

(3) CSR への関心の高まり

企業の社会的責任 (Corporate social responsibility; CSR) への関心は主に欧州を中心に高まりが見られ、この関心の高まりが環境や社会性に関する企業の情報開示を促進する方向性にあるといえる。

これらの動きはまず、1998年、欧州産業変化の経済社会影響に関するハイレベルグループ¹⁵が「1000人以上を雇用する企業は社会的活動の影響についての報告 (Managing Change Report) を財務報告に盛り込むべき」との報告書「変化の経営 (Managing Change)¹⁶」を発表した。欧州理事会は、2000年のリスボン欧州サミットにおいて、経済、社会、環境の革新を進める誓約を含む欧州戦略¹⁷を策定し、CSRに関する言及があり議論を進めるべきとの言及があった。2001年には「企業の社会的責任に関する欧州の枠組み促進のためのグリーンペーパー¹⁸」が発表され、2002年には、欧州理事会において「持続可能な開発のための欧州戦略¹⁹」が採択され、この中で「従業員500人以上の企業は年次報告書における経済、環境、社会のパフォーマンスについて報告すべき」と提言された。更に、同年、欧州委員会がホワイトペーパー「CSRに関する欧州委員会からのコミュニケーション：持続可能な発展への企業の貢献」を公表し、これに基づいてCSRマルチステークホルダー・フォーラムが発足している²⁰。

また、ISOでは、2001年よりCSRの規格・ガイドラインの策定に関する検討を進めており、2004年4月には、社会的責任に関するガイダンス文書を策定する方針を含む勧告がまとめられた。

こうした企業の社会的責任に関する関心の高まりは、企業を環境や社会的取組の側面から評価し投資する社会的責任投資 (social responsible investment; SRI) への関心の高まりにも繋がっている。SRIは各国の株式市場において発展している他、イギリスやオーストラリアにおいては年金基金の運用者に対するCSR等への配慮方針の開示を求める法制度等の後押しもみられる。SRIの普及は、企業の社会的責任に関する情報開示の動機付けのひとつとなり、企業による持続可能性報告書の発行がより活発化しているといえよう。

¹⁵ 「ハイレベルグループ」の位置づけについては公式な説明文書はないが、欧州委員会や理事会のメンバーだけでなく特定のテーマを議論するために有識者等を集めた時限付きの会合が様々な分野において設置され、その報告書が委員会における議論の参考として用いられている。

¹⁶ http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/gyllenhamer/gyllen_en.pdf この報告書において提案されている主な報告の記載内容は、雇用や労働安全に関する事項である。

¹⁷ http://europa.eu.int/comm/lisbon_strategy/index_en.html

¹⁸ http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/greenpaper_en.pdf

¹⁹ http://europa.eu.int/comm/sustainable/docs/strategy_en.pdf

²⁰ http://forum.europa.eu.int/irc/empl/csr_eu_multi_stakeholder_forum/info/data/en/csr%20ems%20forum.htm

企業の自主的な環境報告書の発行において重要な役割を果たしているのは、GRI(Global Reporting Initiative)²¹である。この団体は、持続可能性報告書の国際標準の作成を目的に設立されたが、環境だけでなく経済及び社会を合わせた3つの側面から持続可能性を報告すべきとの考えにより、「サステナビリティ リポーティング ガイドライン」を2002年に改訂している(第一版は2000年)²²。

²¹環境団体と社会的投資団体の連合である CERES が中心となり、世界各国から企業、NGO等が参加して、持続可能性報告書のグローバルスタンダードを形成することを目指した活動を展開。2000年にガイドライン第一版を発行した後、2002年に常設機関として GRI が設立され、同年ガイドライン第二版を発行している。

²² <http://www.globalreporting.org/guidelines/2002.asp>

(4) 欧州における会社法の改正

2001 年より欧州会社法 (company law in Europe) に関するハイレベルグループが立ち上げられ、欧州会社法の近代化に関する検討が行なわれている。この議論は、欧州会社法を国際会計基準に調和させることを主な目的としているが、その中で年次財務報告書において開示すべき非財務情報の充実の動きもある。

まず、財務報告における環境情報開示に関しては、2001 年に企業の年次決算及び報告書における環境問題の認識、測定、開示に関する委員会勧告 (2001/453/EC) が発効された。この勧告では、会社法指令 (Company Law Directives) の対象企業の年次財務報告書等における環境情報の開示に関して加盟国の対応を勧告している。

年次財務報告書における環境報告の記載項目（抄）

仮訳	原文
<p>(a)環境方針及び特に汚染防止に関する環境保全対策。当該企業の環境方針や対策の不可欠な部分を年次報告書の読者が確認する上で適切であること。適切な場合には、環境保護システムの適用や法遵守に関する情報を含めることができる。</p> <p>(b)環境保全の主要な進展。この情報は、客観的かつ透明性のある方法で、定量目標に対するパフォーマンスの記録及び大きな差異があった場合にはその理由とともに提供されれば、非常に役立つものとなる。</p> <p>(c)現在の法律及び将来の法規制に基づく環境保全活動またはその実施過程。</p> <p>(d)適切かつ事業活動が環境問題に関係する場合、エネルギー・資源消費量、廃棄物排出量等の環境パフォーマンス情報。この情報は環境効率の指標を用い、事業区分によって詳述し提供してもよい。定量的データは、調査報告期間のエネルギー、水、資源の排出及び消費量を絶対値で示し、前期と比較可能なデータとして提供することが特に適切である。これらの数値は貨幣価値よりも物理的な単位で表現された方が望ましい。さらに、それらとの関係を理解しやすくするため、貨幣単位の数値は貸借対照表や損益計算書の項目と関連づけるべきである。</p> <p>(e)企業が本報告書とは別に、さらに詳細または付加的な量的・質的環境情報を含む環境報告書を発行している場合、その報告書の言及。環境報告書に(d)で述べた情報が含まれる場合は、その概要を記述した上で関連情報が環境報告書に掲載されていることを記載してもよい。環境報告書で提供される情報については企業の年次財務報告書及び年次会計報告書と一貫性を保たなくてはならない。環境報告書が外部検証を受けている場合、年次財務報告書に記載すること。年次財務報告書と環境報告書の範囲は同じであることが望ましい。異なる場合は、環境報告書において年次財務報告書との範囲の違いを明確に記述すること。環境報告書の報告日と期間は年次財務報告書のそれと同じであることが望ましい。</p>	<p>(a) the policy and programmes that have been adopted by the enterprise in respect of environmental protection measures, particularly in respect of pollution prevention. It is relevant for users of the annual report to be able to ascertain to what extent environmental protection is an integral part of the company's policies and activities. Where applicable, this may include reference to the adoption of an environmental protection system and required compliance with a given set of associated standards or certifications;</p> <p>(b) the improvements that have been made in key areas of environmental protection. This information is particularly useful if, in an objective and transparent manner, it provides a record of the performance of the enterprise with respect to a given quantified objective (for example emissions over the past five years) and reasons as to why significant differences may have arisen;</p> <p>(c) the extent to which environmental protection measures, owing to present legislation or resulting from change in future legal requirements that have been substantially enacted, have been implemented or are in process of implementation;</p> <p>(d) where appropriate and relevant to the nature and size of the business operations of the company and to the types of environmental issues relevant to the enterprise, information on the environmental performance of the enterprise: such as energy use, materials use, water use, emissions, waste disposals; This information could usefully be provided by means of quantitative eco-efficiency indicators and, where relevant, detailed by business segment. It is particularly relevant to provide quantitative data, in absolute terms, for emissions and consumption of energy, water and materials (1) for the reporting period together with comparative data for the previous reporting period. These figures should preferably be expressed in physical units rather than in monetary terms; moreover, for a better understanding of their relative significance and evolution, figures in monetary terms could be put in relation with items shown on the balance sheet or the profit and loss account;</p> <p>(e) if the company issues a separate environmental report that contains more detailed or additional quantitative or qualitative environmental information, a reference to this report. If the environmental report contains the information mentioned in (d), a summary description of the issue and an indication that further relevant information can be found in the environmental report could also be made. Information provided in a separate environmental report should be consistent with any related information in the annual report and annual accounts of the enterprise. If the environmental report has been subject to an external verification process, this should be stated in the annual report. It is relevant to inform users of the annual report as to whether or not the environmental report contains objective, externally verifiable data. The scope and boundaries of the reporting entity should preferably be the same in both the annual report and the separate environmental report. If not, they should be clearly stated in the environmental report so that it can be identified to what extent it corresponds to the entity reporting in the annual report. Furthermore, the reporting date and period of the separate environmental report should also preferably be the same as that of the annual report.</p>

資料：COMMISSION RECOMMENDATION on the recognition, measurement and disclosure of environmental issues in the annual accounts and annual reports of companies を一部翻訳

さらに、2003年には欧州会社法の改正指令（2003/51/EC）が発効された。この指令では、上記の勧告に準じ、年次財務報告書において、適切な場合には、企業の発展、成果及び位置づけの理解に必要と考えられる環境及び社会的側面に関する分析をすることが求められている。

なお、この指令に基づく法制度を2005年1月1日までに確立することが求められており、欧州加盟各国では、これに応じた対応が進められてきたが、2005年2月現在では、法律の整備に向けて検討中の国も多くなっていたため、全ての加盟国における制度の確立にはいたっていないものと思われる。

年次財務報告書における記載項目（抄）

仮訳	原文
<p>年次財務報告書には、少なくとも事業の発展および業績と連結全体に含まれる企業の状態の公正な見直しを、企業が直面する主たるリスクおよび不確定要素と共に含めるものとする。</p> <p>見直しは、連結全体に含まれる企業の規模と複雑さに見合った、企業の事業および状態の発展と業績に関するバランスの取れた包括的な分析でなければならない。企業の発展、業績または状態の理解に必要な限りにおいて、この分析には、環境および従業員に関する情報を含む特定の事業に関連する財政的な、および該当する場合には非財政的な、主要業績評価指標を含めるものとする。</p> <p>年次財務報告書には、該当する場合は、分析の中に、財務報告の中で報告されている金額への参照および追加説明を含めるものとする。</p>	<p>The consolidated annual report shall include at least a fair review of the development and performance of the business and of the position of the undertakings included in the consolidation taken as a whole, together with a description of the principal risks and uncertainties that they face.</p> <p>The review shall be a balanced and comprehensive analysis of the development and performance of the business and of the position of the undertakings included in the consolidation taken as a whole, consistent with the size and complexity of the business. To the extent necessary for an understanding of such development, performance or position, the analysis shall include both financial and, where appropriate, non-financial key performance indicators relevant to the particular business, including information relating to environmental and employee matters.</p> <p>In providing its analysis, the consolidated annual report shall, where appropriate, provide references to and additional explanations of amounts reported in the consolidated accounts.</p>

資料：COMMISSION RECOMMENDATION of 7 September 2001 on guidance for the implementation of Regulation (EC) No 761/2001 Article 2-10(a)1 を一部翻訳